

【共同生活援助】事業者指定更新手続 Q&A（令和 5 年 4 月 1 日版）

<指定更新制度について>

Q1 指定更新制度とは

A1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第 41 条の規定により、指定障害福祉サービス事業者等の指定は、6 年ごとに指定の更新を受けなければ、その期間の経過をもって、効力を失うこととなります。

過去に、取り消し処分を受けるなど不祥事を起こした事業者については指定更新を受けることができません。また、人員、設備及び運営に関する基準に違反している事業者についても指定の更新を受けることはできません。

Q2 指定の効力の有効期間とは

A2 指定日から 6 年間が指定の効力の有効期間となります。

（参考）

指定日	指定有効期限
平成 29 年 4 月 1 日	令和 5 年 3 月 31 日
平成 29 年 10 月 1 日	令和 5 年 9 月 30 日
令和 2 年 3 月 1 日	令和 8 年 2 月 28 日

Q3 指定更新手続をしなかった場合はどうなりますか

A3 指定の更新手続（更新申請）をしなかった場合は、指定有効期間満了をもって指定の効力を失うこととなります（自立支援給付費の報酬を受けられなくなります。）。

Q4 指定の更新を受けられない場合がありますか（欠格条項について）

A4 障害者総合支援法第 36 条第 3 項各号に該当する場合、指定の更新を行うことが出来ません。

Q5 休止中の事業所は指定更新を受けられますか

A5 休止中の事業所は、人員及び設備に関する基準を満たしていませんので、指定更新を受けることができません。したがって、指定の有効期間満了をもって指定の効力を失うこととなります。

Q6 指定更新手続のスケジュールを教えてください

A6 指定更新対象事業所には、公益財団法人東京都福祉保健財団から直接、届出されている法人事務所所在地あてに指定更新申請書等を送付します。

申請書等が宛て先不明等により公益財団法人東京都福祉保健財団に戻ってきた場合、所在地を調査して再度郵送することはしませんのでご注意ください。

指定申請書については、公益財団法人東京都福祉保健財団において受付・審査を行い、その結果、更新可となった事業所には、指定更新通知書を指定有効期間満了日までに交付します。

Q7 指定更新手続（変更届）についての担当窓口はどこですか

A7 サービス種別ごとに窓口が異なりますのでご注意ください。

○共同生活援助、短期入所

公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部障害福祉事業者指定室

電話番号：03-6302-0286（直通） ※平日9：00～17：00

郵便番号：163-0718

住 所：東京都新宿区西新宿2-7-1 新宿第一生命ビルディング18階

Q8 東京都の指定更新についての情報が掲載されているホームページはありますか

A8 以下をご覧ください。

東京都障害者サービス情報 > 書式ライブラリー > A【共同生活援助（グループホーム）】指定申請書・変更届等 > 7 指定更新に係る書式等

<https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=015-007>

<申請書、提出書類、提出方法等>

Q9 指定更新申請に必要な書類は何ですか

A9 提出書類一覧に記載されている書類を全て揃えてください。

詳しくは、「指定更新のしおり」及び「参考様式」をご覧ください。

Q10 指定更新申請書を窓口を持参したいのですが

A10 窓口での受付は出来ません。「指定更新のしおり」に記載している送付先の宛名をご活用いただき、郵送でご提出ください。

Q11 指定更新申請書が届きません

A11 ○公益財団法人東京都福祉保健財団に事業所住所に係る変更届を提出済みの場合

⇒公益財団法人東京都福祉保健財団にご連絡ください。（Q&Aの「Q7」を参照）

○公益財団法人東京都福祉保健財団に事業所住所に係る変更届を提出していない場合

⇒至急、公益財団法人東京都福祉保健財団にご連絡いただいたうえで、変更届を提出してください。

Q12 指定更新申請書の再発行手続を教えてください

A12 「指定更新のしおり」の「7 申請書の再発行」をご覧ください。

Q13 指定更新申請書提出後、いつ頃結果が分かりますか

A13 「指定更新のしおり」の「4 申請書受付後から更新決定通知までの流れ」をご覧ください。

Q14 指定更新についての審査はどのように行うのですか

A14 指定更新に係る審査基準に基づき、公益財団法人東京都福祉保健財団が審査を行います。

Q15 指定更新を受けた事業所は公表されますか

A15 指定更新決定後に、東京都障害者サービス情報の事業所詳細画面にある、事業所基本情報の「有効期限」について、情報を反映いたします。